

1 寄附金はいくらでもいいの？

いくらでも構いません。

個人の場合、ふるさと納税制度の対象となり、2,000円を超える部分について、一定の限度まで住民税と所得税の控除が受けられます。

また、個人で、クレジットカード収納を利用される場合は5,000円以上からの受付となります。

2 長期にわたって、支援を行いたいが？

被災を受けた子どもたちに対する支援は、子どもたちが社会人になるまでの息の長いものとなる見込みです。こうしたことから、できるだけ長期にわたって寄附金をお寄せいただきたいと考えております。

このため、長期にわたっての支援にご協力いただける方に対しましては、県から毎年、寄附申込書を郵送させていただきますので、ぜひご連絡をお願いします。

3 現金での納付、クレジット納付は可能か？

個人の場合、可能です。（法人は、県所定の銀行口座への振込のみとなります。）

寄附にあたっては、（寄付申出書兼）寄附申込書を岩手県総務部税務課あて送付してください。（FAX、電子メール、郵送）

（寄附申込書は、岩手県公式ホームページにございます。）

4 税制上の優遇措置はありますか？

個人の場合、ふるさと納税制度の対象となり、2,000円を超える部分について、一定の限度まで住民税と所得税の控除が受けられます。※個人住民税所得割の概ね1割が目安になります。

法人の場合、県に対する寄附金は、全額損金算入が可能です。

5 ふるさと納税との関係は？

個人の寄附金は、ふるさと納税制度により受け付けています。「いわての学び希望基金」への寄附にあたっては、現金での納付、クレジットによる納付等のほか、**専用口座が公開されております**ので、そちらにお振込ください。

6 入金に伴う振込手数料の負担はどうか？

県所定の口座への銀行振込の手数料は、個人、法人問わず、岩手銀行各店の窓口での振込については、手数料無料となります。

また、個人でクレジットカード収納を利用される方の手数料についても、無料となります。それ以外の場合については、現金書留を利用される方の郵送料も含め、寄附者のご負担となります。

7 海外からの入金が可能か？

県所定の口座への銀行振込により可能です。(ただし、振込手数料の負担をお願いいたします。)

8 ボランティア団体、町内会、PTAなど団体で集めた募金を寄附したいと考えているが？

任意の団体にとりまとめていただいた寄附につきましては、県所定の口座に振り込みをお願いいたします。

9 イベント等の収益の一部を寄附したいと考えているが？

イベントの実行委員会など任意の団体で寄附される場合は、県所定の口座に振り込みをお願いいたします。

10 寄附した事実を企業（団体）として公表したいが？

公表につきましては、寄附いただいた個人・企業等の皆様のご判断により行っていただいで構いません。

11 寄附金はどのように管理（運用）されるのか？

いただいた寄附金は、いわての学び希望基金条例に基づき、確実な方法により運用がなされます。

12 寄附金は、具体的には何に使われるのか？

対象となる子どもたちが、自ら希望する進路を選択したり、勉強やスポーツに気兼ねなく励んでいただけるように、対象者が社会に出るまでに必要な「くらし」と「まなび」に要する資金の援助等に活用して参ります。

13 使途は公表されるのか？

寄附金がどのような事業に活用したのか、毎年度の事業実績を、県のホームページでお知らせして参ります。

14 奨学金・給付金の支給対象者に対しては、どの程度の期間交付されるのか？

対象となる子どもたちが、社会に出るまでの間、支援して参ります。